

# 「いじめ防止対策委員会」設置・運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年6月28日公布第22条)に基づき、奈良県立橿原高等学校「いじめ防止対策委員会」の設置及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校が、校内にいじめ防止等に係る委員会を設置し、生徒、保護者に対して、いじめ防止等について組織的・継続的に取り組み、いじめ生起時に適切かつ迅速に対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、生徒支援特別委員会をもってこれに当てる。すなわち、校長、教頭、生徒指導主事、人権教育部長、教務主任、保健主事、進路指導主事、各学年主任、各学年生徒支援係、養護教諭、特別支援コーディネーターによって構成する。ただし、校長の判断により必要に応じて関係職員を参加させることができる。なお、委員会のとりまとめは、生徒指導主事が行う。

(取組内容)

第4条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生起した場合の適切かつ迅速な対処ができることを目指して、次の業務を遂行する。

## 【業務内容】

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの早期発見に向けての取組
- ウ いじめの状況把握及び分析
- エ いじめを受けた生徒への相談及び支援
- オ いじめを受けた生徒の保護者への相談及び支援
- カ いじめを行った生徒への指導
- キ いじめを行った生徒の保護者への助言
- ク 専門的な知識を有する機関等との連携
- ケ 個人別生活カードの管理(保管は生徒指導主事、記入は原則学級担任が行う)  
(「県立学校における個人別生活カードの運用に関する要綱」による)
- コ その他

## 【具体的な取組】

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】いじめ生起時の取組
○会議の定期的な開催(年間5回程度) ○防止のための年間計画の作成 ○実態把握アンケートの実施及び分析 ○定期的な職員間の情報交換 ○職員研修の企画及び運営 ○いじめのサイン発見シートの活用	○緊急会議の開催 ○事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示及び周知 ○専門的な知識を有する機関等との連携 スクールカウンセラー、警察、県教育委員会等 ○被害・加害家庭との連携 ○サポートチームの立ち上げ及び対応策の検討 ◎重大事態への対処(奈良県立橿原高等学校『緊急安全対応マニュアル』「重大事象発生時における対応マニュアル」参照P29, 30による)

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。